平成 21 年 5 月 13 日

各　位

会社名　　北日本紡績株式会社
代表者名　取締役社長　直山　秀人
（コード　3409　大証　第 2 部）
問合せ先　常務取締役　大杉　幸正
（TEL. 076－277－7531）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 11 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の当社第 86 回定時株主総会に、定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

（1）経営環境の変化に機動的に対応できる経営体制を確立し、経営責任を明確化するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に変更するものであります。

（2）取締役会の決議により自己株式の取得が行えるよう、変更案第 7 条（自己の株式の取得）を新設するものであります。

（3）平成 16 年 6 月 9 日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと（いわゆる「株券の電子化」をいいます。）から、これに対応するために、株券の存在を前提とした規程の削除およびその他所要の変更を行うものであります。

(4)また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものです（変更案附則第 1 条および 2 条）

2．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。　　（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第１条～第６条（条文省略）	第１条～第６条（現行どおり）
第７条（株券の発行）　当会社は、株式に係る株券を発行する。	（削除）
（新設）	第７条（自己の株式の取得）　当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規程により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。
第８条（単元株式数および単元未満株券の不発行）　当会社の単元株式数は 1,000 株とする。	第８条（単元株式数）　当会社の単元株式数は、1,000 株とする。
（2）当会社は、第 7 条の規程にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式（以下、「単元未満株式」という）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。	（削除）
第９条（単元未満株式を有する株主の権利）当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	第９条（単元未満株式を有する株主の権利）当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（1）会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利	（1）会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
（2）会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利	（2）会社法第 166 条第 1 項の規程による請求をする権利
（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利	（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

現行定款	変更案
第 10 条（株主名簿管理人）　当会社は、株主名簿管理人を置く。	第 10 条（株主名簿管理人）　当会社は、株主名簿管理人を置く。
（2）株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、公告する。	2　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
（3）　当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。	3　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。
第 11 条～第 20 条（条文省略）	第 11 条～第 20 条（現行どおり）
第 21 条（取締役の任期）　取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第 21 条（取締役の任期）取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（2）補欠または増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	（削除）
第 22 条～第 46 条（条文省略）	第 22 条～第 46 条（現行どおり）
（新設）	附則 第 1 条　当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。
（新設）	第 2 条　前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日　　平成 21 年 6 月 26 日（予定）

定款変更の効力発生日　　平成 21 年 6 月 26 日（予定）

以上